

自立支援教育訓練給付金

問い合わせ先：こども支援課 TEL048-736-1135

母子家庭の母または父子家庭の父が適職に就くために必要な資格や技能を取得するため、受講前に市が指定した対象講座について、受講修了後に受講に要した経費の一部を給付します（1回限り）。

●対象：次の全ての条件を満たす方

- ・市内に住所を有し、20歳未満の児童を養育している母子家庭の母または父子家庭の父
- ・児童扶養手当の支給を受けているか、または、同等の所得水準にある方

※扶養義務者の所得制限超過や、遺族、障害年金等の受給を理由に児童扶養手当の支給が受けられない場合も、本人の所得によっては、給付金の支給要件に該当する場合があります。

- ・教育訓練を受けることが就職やキャリアアップのために必要であると認められる方
- ・過去に、自立支援教育訓練給付金事業に基づく訓練給付金を受給していない方
- ・埼玉県社会福祉協議会の「ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付」等、学資を内容とする他制度を受けていない方

●対象講座：雇用保険法による教育訓練給付金の指定教育訓練講座

(例) 医療事務、情報処理技術者資格、簿記検定、介護福祉士、介護職員初任者研修、実務者研修など

*対象講座の一覧は、『厚生労働大臣指定教育訓練講座検索システム』をご覧くださいか、お近くのハローワークで「厚生労働大臣指定教育訓練講座一覧」を閲覧してください。

●支給額：算出した額が12,001円以上の場合に支給対象になります。

(1) 雇用保険法による教育訓練給付金の受給資格がない方

経費の60%に相当する額

(上限：修学年数×40万円、160万円を超える場合は160万円)(講座により異なる)

(2) 雇用保険法による教育訓練給付金の受給資格がある方

(1)に定める額から雇用保険法により支給される教育訓練給付金の額を差し引いた額

※雇用保険法による教育訓練給付金の支給額を確認するため、ハローワークから通知される「教育訓練給付金 支給・不支給決定通知」が必要となります。

●手続き：

- ①ハローワークで受講する講座が雇用保険法による教育訓練給付金の対象講座であって、教育訓練給付金の受給資格があるか確認をしていただきます。
- ②こども支援課で事前相談をしてください。
- ③給付金の支給を受けるには、講座受講開始前に、必要書類をそろえて対象講座指定申請をしてください。